

事務連絡  
平成27年11月18日

地域公共交通確保維持改善事業活用協議会 各位

中国運輸局広島運輸支局  
首席運輸企画専門官(総務企画担当)  
首席運輸企画専門官(輸送監査担当)

### 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号)により、事業の実施状況の確認、評価を行うことになっております。

つきましては、当該年度の地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を下記のとおり実施いたしますので、了知願います。

## 記

### 1. 事業評価の目的

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が、生活交通確保維持改善計画(交付要綱の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画に代えることができる各種計画を含む。)に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とするものです。

### 2. 事業評価について

#### (1) 事業評価の実施

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、中国運輸局へ評価の結果を報告することとなっています。

中国運輸局においては、提出された事業評価(自己評価)を基に二次評価を行い、協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとします。

なお、協議会においては評価結果を踏まえ、確保維持事業については次期生活交通確保維持改善計画に対して、その他の事業については次年度事業及び今後の取組に対して改善点等を反映させてください。

## (2) 事業評価の公表

協議会が行った事業評価（自己評価）の結果については、速やかに協議会のホームページ等において公表してください。

## (3) 地域公共交通調査事業について

地域公共交通調査等事業のうち地域公共交通調査事業及び地域公共交通再編推進事業の計画策定事業については、年度後半から開始されるケースもあり、事業年度中に評価を実施することが困難な場合も想定されるため、事業終了後に評価を実施することとし、スケジュール等については後日ご案内いたします。

## 3. 作成に当たっての留意事項

### (1) 評価の対象期間

#### ①地域公共交通確保維持事業

平成27年度事業（実施期間：平成26年10月から平成27年9月）

#### ②地域公共交通バリア解消促進等事業

平成26年度事業（実施期間：平成26年4月から平成27年3月）

#### ③地域公共交通調査等事業（計画策定事業を除く）

平成27年度事業（実施期間：平成27年4月から平成28年3月）

添付の参考資料「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価スケジュール」をご確認ください。

なお、地域公共交通調査等事業（計画策定事業を除く）については、補助対象期間中に事業評価を行うこととなりますが、可能な限り報告期限に近い時点で評価を実施してください。

### (2) 評価の実施

事業評価（自己評価）の実施、報告に当たっては、協議会を開催するなど構成員の意思を反映するようにしてください。

### (3) 評価項目

#### ① 地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業

地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（以下「生活交通確保維持改善計画に基づく事業」という。）については、運行系統、施設等の別ごとに、以下の評価項目について実施してください。

生活交通確保維持改善計画において複数の運行系統等を包括して目標・効果が記載されている場合は、当該複数運行系統等を包括的に評価を実施することも可能です。

#### ア 前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況

過去に実施した類似事業又は先行事業の評価結果を反映させた場合は、その事業評価結果をどのように反映させたのかを明らかにしてください。

#### イ 事業実施の適切性

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施された(されている)か。計画どおり実施されなかった(されていない)場合には、理由等を明らかにしてください。

#### ウ 生活交通確保維持改善計画における目標・効果の達成状況

生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された(達成できる見込み)か、目標・効果が達成できなかった(達成できない見込み)場合には、理由等を分析の上、明らかにしてください。

また、設定した目標について、基となったデータが何か、基礎データ数値からの目標数値の設定方法等についても明らかにしてください。

#### エ 事業の今後の改善点

実施した事業について改善点があるかどうかを、事業の目的の達成状況を考慮した上で検証してください。

地域公共交通確保維持事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討したか。(改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く検討してください。)併せて、より適切な目標設定についても検討してください。

#### ② 地域公共交通調査等事業(計画策定事業を除く)

事業が適切に実施され、次年度事業につながるものとなっているか、事業実施結果(見込み)を整理し評価してください。適切に実施されなかった場合(未完了事業の見込みも含む)には、理由等を明らかにしてください。

さらに、今後の改善点として、取り組み内容・関係者それぞれが果たすべき役割・連携のあり方等を明らかにしてください。

### (4) 事業評価記載様式等

#### ① 地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業

・別添1「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)」

・別添1-2「事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について」

※地域公共交通バリア解消促進事業については、利用環境改善促進等事業のみ対象

・別添2 生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統)の概要

・別添3 生活交通ネットワーク計画(地域間幹線系統)の概要

・別添4 利用環境改善促進等事業(ICカードシステム、バスロケーションシステム事業計画)の概要

#### ② 地域公共交通調査等事業(計画推進事業)

・別添1「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画推進に係る事業)」

・別添5 計画推進事業の概要

#### ③ 参考資料

評価項目について、参考となる資料があれば適宜添付してください。

(5) 提出期限等

①提出資料等

自己評価記載様式等については、書面（3部）のほか、あわせて電子データを提出してください。

②提出期限

平成28年1月13日（水）までに広島運輸支局へ提出してください。

(6) その他

記載方法等について、不明な点等がございましたら、運輸支局担当者にご確認ください。

(7) 参考資料

①「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価スケジュール」

②「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目」

③「自己評価（一次評価）報告様式の記載方法」

※ その他注意事項

- 提出する事業評価票の電子データは、Excel ファイルとします（PDF ファイルは不可）。
- 提出する概要ポンチ絵の電子データは、パワーポイントとします（PDF ファイルは不可）。

#### 4. 二次評価

平成28年2月中旬頃に「第三者評価委員会」を開催したうえで、二次評価を実施する予定です。

※地域公共交通バリア解消促進等事業については、利用環境改善促進等事業のみ、二次評価を実施します。

なお、評価に当たっては国土交通省のHPにあります、下記資料もご参照下さい。

「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて - ガイダンス-」

<http://www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf>

**【お問い合わせ・提出先】**

広島市西区観音新町4丁目13-13-2

中国運輸局広島運輸支局

担当：齋藤・櫻井

TEL：082-233-9166

E-mail：sakurai-y59e2@mlit.go.jp